

6大産第90-9号
令和6年11月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大桑村長 坂家 重吉

市町村名 (市町村コード)	大桑村 (20430)
地域名 (地域内農業集落名)	上在地区 (上在・野尻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月30日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手農家が少なく、農業者の高齢化も進んでいるため、耕作放棄地が増加している。
- ・5年後の耕作状況見込みをみると、今後の意向が未定である農地が多数あるため、選択肢の一つとして新たな担い手の確保が必要。
- ・遊休農地対策として、販売単価が高い作物や重労働がいらない作物の導入が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・これまで通り水稻を主要作物としつつ、遊休農地になりうる農地については啓翁桜を始めとする花の栽培により荒廃を防いでいく。
- ・個人ではなく集落全体で農地を守るため、連携して草刈や鳥獣対策を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地のうち、広面積で耕作条件のよい基盤整備済の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

後継者が未定の農地について、担い手にとって好条件となるような集積・集約を検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

認定農業者や新規就農者等の担い手が見つかった際には、担い手の意向を勘案し農地中間管理機構を活用して農地集積・集約を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現時点では計画はないが、必要に応じて検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や規模拡大を考えている農業者の確保を目指すため、農業委員会や村、県、JAと連携し、栽培技術の情報提供や指導などの支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の担い手への委託を検討し、作業の合理化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)
づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ⑦集落全体で農地を守るため、草刈等を集団的に行い農地を管理する。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨飼料作物は休耕地となり得る農地を活用して生産し、畜産農家に供給する。